

一部の契約等の手続における押印等の省略について

このたび、下記のとおり、一部の契約等の手続において、書類への代表者印、社印等の押印を省略することができることとなりましたので、お知らせします。

なお、この手続は、あくまで押印を省略できるのであって、押印の省略を求め
るものではありません。

記

- 1 押印を省略することができる契約
警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条に規定する国庫が支弁する都道府県警察に要する経費により執行する物品の調達、工事の実施等に係る契約
※ 契約例)
指紋、手口、写真、法医、理化学等による犯罪鑑識に必要な物品の調達
麻薬、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査に必要な物品の調達
警察教養施設（警察学校）の補修その他その維持管理のための工事の実施
- 2 押印を省略することができる書類
 - (1) 見積書
 - (2) 請書
 - (3) 支払請求書
 - (4) 納品書
 - (5) 役務の完了を確認する書面
- 3 押印省略時の措置
押印を省略する場合は、当該書類に
 - ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
 - ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
※ 確認のため、記載の連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合があります。
- 4 本件取扱開始日
本件取扱いは、令和2年8月26日以降に提出を受ける書類から適用します。
- 5 その他
ご不明な点等は、下記までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
香川県警察本部警務部会計課
代表電話 087-833-0110
用度係（物品・役務）（内線 2233）
営繕係（工事）（内線 2263）